

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

令和 7 年 6 月 24 日（火）から同年 7 月 3 日（木）にかけて開催された第 47 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の改正が行われた。

第 47 回南極条約協議国会議における採択事項に対応するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

併せて、その他所要の改正を行う。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則別記関係）

第 43 南極特別保護地区の区域について、より正確な図面に更新されたことから、図面を変更する。

第 62 南極特別保護地区の区域について、科学技術の向上により、従前より正確な位置測定が可能となったことから、区域の座標を変更する。

第 69 南極特別保護地区の区域について、最新の衛星画像により海岸線が更新されたため、区域の座標を変更する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（別表第 6 関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更及び追加する。

1) 第 43 南極特別保護地区

- ・当該地区で実施可能な活動を、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る旨に変更。
- ・当該地区への回転翼航空機の着陸に関して、指定された露岩部に限り着陸することができることとする但し書きを追加。
- ・当該地区内で発掘調査を行う場合について、地層と岩石内生微生物群集を保存するため、発掘調査地を適切に管理する旨、また、発掘調査後、実施箇所の原状回復に努める旨要件を追加。
- ・当該地区での長期モニタリングを行った場合、実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出する旨を追加。

2) 第 62 南極特別保護地区

- ・当該地区に立ち入る場合、事前に適切な説明及び解説資料の提供を受け、説明を受けた旨、事前に環境大臣に報告する旨を追加。
- ・保存作業又は考古学的調査を除き、当該地区の歴史的人工物に手を触れない旨に変更。
- ・当該地区内の主屋棟へ同時に入室できる上限人数を四人に変更。本人数制限は、保存作業又は考古学的調査を除く旨を追加。
- ・当該地区内の磁力計測小屋へ同時に入室できる上限人数を三人に変更。本人数制限は、保存作業又は考古学的調査を除く旨を追加。

- ・当該地区において、地衣類の群集等の外部からの影響を受けやすい区域へ立ち入らない旨を追加。
- ・当該地区内での燃料、食料及びその他資材の保管の禁止を追加。

3) 第 69 南極特別保護地区

- ・当該地区の直上空域で急旋回をしない旨及び毎年 9 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までの期間は、日出前及び日没後において、当該地区の直上空域を飛行しない旨を追加。
- ・航空機は当該地区内の野生生物の集団の直上空域をホバリングしないこと及び科学的調査のために必要な場合を除き、鳥類の繁殖地の直上空域であって地表から高度 600m 以下の空域を飛行しないこと、飛翔直後の鳥類の集団に向かって飛行しない旨を追加。

3. 行為者証の電子化について（施行規則第 19 条関係）

行為者証について、電子でも交付、携帯できることとするを踏まえ、様式の見直しを行う。

以 上